平成２９年（フ）第６９６号
広島市西区小河内町２丁目20番５―404号
債務者　吉川　正信
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７７３号
広島市東区温品２丁目13番23号
債務者　佐藤急送こと　佐藤　信行
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８４号
広島市西区観音本町２丁目11番15―102号
債務者　藤原　直子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９９号
北海道小樽市幸３丁目９番11号、前住所東京都品川区小山６丁目11番２―305号
債務者　吉田　達生
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１０１号
北海道小樽市赤岩２丁目５番26号、前住所熊本県宇城市松橋町竹崎569番地１
債務者　藤原智佳子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１１５号
宮城県栗原市築館薬師４丁目10番27―14号、従前の住所宮城県大崎市三本木上伊場野字上屋敷２番地３
債務者　阿部　光子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
福島市笹木野字北中谷地30番地の５
債務者　丹治　正典
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第８６号
群馬県桐生市新宿２丁目５番30号
債務者　佐藤　三男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第６５号
長野県岡谷市南宮１丁目２番31号
債務者　小口かをる
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第６６号
長野県岡谷市本町１丁目11番７号
債務者　小口　良博
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１９９号
三重県津市高洲町13番21号　グレートピレニーズ２―103
債務者　紀川　雅則
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０３号
三重県津市久居元町1838番地１　元町第２ハイツ101号、前住所三重県津市白塚町205番地メゾンエスポア203
債務者　永原安由美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５１９号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目７番６号
債務者　山銅　美幸
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６２号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目18番14号
債務者　小牧　弘幸
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５６８号
兵庫県尼崎市西本町７丁目313番地
債務者　井戸口春美
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０９号
鳥取県米子市美吉246番地５
債務者　米原知由紀
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第１１６号
鳥取県米子市西福原５丁目２番39号　101号、前住所鳥取県米子市富益町１番地38
債務者　園山　秀和
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
鳥取地方裁判所米子支部